

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は「不法投棄」でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、廃棄物処理法第16条の投棄禁止について、誤っているものはどれか。

- (1) 投棄禁止は、事業者、廃棄物処理業者などの事業活動に伴うものに限られ、一般人は対象とならないものである
- (2) 投棄禁止は、一般廃棄物、産業廃棄物にかかわらずすべての廃棄物が対象となるものである
- (3) 投棄禁止は、事業場内、廃棄物中間処理場、廃棄物最終処分場にかかわらず、場所の使用形態にかかわらず対象となるものである
- (4) 投棄禁止は、自己所有地、借地など、場所の権利関係にかかわらず対象となるものである
- (5) 投棄禁止は、土地に埋めることのみならず、大量の廃棄物を地上に放置していた場合も対象となるものである

【解説】

法第16条の投棄禁止は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されている。ここでは、「何人も」であり主体は限定されていないので、事業活動にかかわる者のみならず、一般の人にも含まれる。

また、廃棄物は廃棄物処理法の対象となるすべての廃棄物であり、その場所や場所の権利関係にはかかわらず国土のすべての区域である。さらに、投棄禁止は土地に埋めて土をかぶせて埋却する行為のみならず、正当な理由なく地上に放置し、大量の廃棄物により生活道路に飛散するなどの生活環境の保全上の支障が発生している場合など社会通念に照らし許容される範囲を超えたものは不法投棄と認定されることがある。

正解(1)

まあ、この問題も「常識から言ってダメだろう」という選択肢を残せば自ずと(1)となりますよね。時折、新聞にも一般人が不法投棄して捕まったって記事も載るときがありますし。では、不法投棄の罰則はどの程度で誰が対象になるのでしょうか？

Q、次のうち、廃棄物処理法第16条の投棄禁止違反の罰則について、誤っているものはどれか。

- (1) 不法投棄の罰則は、処理業者や事業者に限らず実行行為者が適用となる
- (2) 不法投棄の罰則は、実行行為者へ教唆した者、幫助した者については刑法によりその罰則の適用がある
- (3) 不法投棄の罰則は、廃棄物処理法上、最も量刑の重い法第25条に該当し、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれの併科である
- (4) 不法投棄の罰則は、実行行為者のみへの適用で、実行行為者の業務に関連した法人に対して適用はない

～廃棄物処理問題～

- (5) 不法投棄の罰則を受けても、投棄した廃棄物については、法第 19 条の 5 などの措置命令が発出された場合は、更に原状回復を行わなければならない。

【解説】

法第 16 条の投棄禁止に違反した場合は、法第 25 条第 1 項第 14 号により、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定され、廃棄物処理法上最も重い量刑である。これは、不法投棄自体が環境破壊行為で、反社会性が高い行為であり、制裁の必要性が高く、法の生活環境の保全と公衆衛生の向上という目的に照らし、最高量刑に位置付けられているものである。

さらに、法第 32 条では投棄禁止違反については、法人の代表者やその従業員などが、その業務に関して違反行為を行った場合は、行為者を罰するほか、その法人に対しても 3 億円以下の罰金を科すとし、いわゆる両罰規定を置いている。これは、法人が関与する不法投棄については、反復継続により、大規模な不法投棄に発展し、環境破壊につながるうえ、不法利得が大きく、その抑止効果をも併せて、平成 9 年法改正により規定されたものである。

また、投棄禁止違反により罰則を受けた場合でも、行政から措置命令が発出された場合は、当然その命令を履行する義務が発生する。

正解 (4)

皆さんも「両罰規定」という言葉をお聞きになったことがあると思います。犯罪は「自然人」(肉体を持つ、いわゆる普通の人間)しか実行できません。株式会社や有限会社は殺人したり、強盗したりできないですよ。ところが、経済犯罪などは「会社ぐるみ」と捉えて、「会社のためにやっている」と見なされるケースが出てきます。会社の不正な利益のためにやっている犯罪の場合は、会社、法人にも罰を与える、というのが趣旨です。したがって、両罰規定に「懲役刑」や「禁錮刑」はありません。会社の登記簿を牢屋に入れていてもなんの効果も無いですからね。

では、今回の宿題も不法投棄関連で出題してみましょう。



宿題 Q

次のうち、廃棄物処理法第 16 条の不法投棄に関する規定について、誤っているものはどれか。

- (1) 廃棄物を不法に投棄した者は、5 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
- (2) 処理基準違反行為の程度が著しい場合でも、本条の対象とならない
- (3) 事業者、処理業者等が反復継続して不法投棄を行う場合のみならず、単に 1 回だけでも処分した場合にも適用される
- (4) 廃棄物を不法に投棄した場合、投棄者が法人の使用人であって、当該法人の業務に関して投棄した場合には、投棄者だけでなく、その使用人の法人に対して 3 億円の罰金が課せられる場合がある
- (5) 軽度の処理基準違反であっても、公共性・密集性の高い地域において行われるなどの事情を勘案して判断され、社会通念上許容されない処分行為であれば対象となる